

# 仙台市預かり保育推進事業補助金

## 1 制度の概要

### (1) 交付目的

保護者の保育ニーズの多様化に対応するため、幼稚園の教育時間終了後等も幼稚園内で園児等を預かる「預かり保育」について、これを実施する私立幼稚園に対して経費の一部補助を行い、幼稚園の経費負担の軽減などを図るものです。

### (2) 補助要件

次に掲げる要件を備える幼稚園に対して補助を行います。

① 預かり保育を必要とする実施幼稚園の園児を保育するものであること。

ア 保護者の就労による場合

イ 保護者の学校行事参加、ボランティア活動、疾病による通院などにより、一時的に保育を必要とする場合

ウ 園児の降園後、地域と一緒に遊べる幼児がいない場合

② 実施幼稚園において、通常の教育時間終了後、また実施幼稚園の休業日において、2時間以上保育を受けるものであること。

あるいは、通常の教育時間開始前（早朝時）において、**午前8時以前から**保育を受けるものであること。

③ 以下の基準により必要な人数の職員（そのうち1／3以上は幼稚園教諭普通免許状又は保育士の資格を有する者）を配置すること。

**※幼児教育・保育の無償化に伴い、国の法令で預かり保育の実施基準が定められました。**

【必要な職員数】

・3歳児（満3歳児を含む）の場合 児童20人につき職員1人

・4歳以上児の場合 児童30人につき職員1人

・上記により必要となる職員数が2名未満となった場合でも、2名以上の配置が必要です。

ただし、当該幼稚園等の職員である保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者による支援を受けられる場合には、保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1名の配置とすることができます。

### (3) 補助対象経費

補助の対象となる経費は、人件費、教育研究費、管理経費、物件費のうち、当該年度内において、実際に預かり保育事業に要した経費です。

なお、預かり保育事業に要する経費について、宮城県の補助金の対象経費とする場合は、その分については、仙台市預かり保育推進事業補助金の対象経費とすることはできません。

また、宮城県の預かり保育事業に対する補助金の交付対象となる幼稚園については、仙台市の補助金では休業日割と早朝割のみ、預かり保育に要した人件費に充てることができます。

更に通常の教育時間と共通で使用する物品の購入経費や光熱水費等の管理経費や、預かり保育担当者が預かり保育以外の業務も担当している場合の人件費については、経費のあん分計算が必要です。

### (4) 補助金の額

補助金の額は、表1に定める補助額及び連携施設設定加算の対象となる幼稚園は表2に定める補助額が加算されます。

(5) 連携施設設定加算対象要件

- ① 平日（※1）に11時間以上開園し、預かり保育事業を利用する園児がいること。  
なお、土曜日の実施については任意とし、補助要件にはしません。
- ② 本市の「地域型保育事業における連携施設に関するガイドライン」に基づき、地域型保育事業者等と卒園後の受け皿に関する連携施設の協定を締結していること。（※2）  
（※1）日曜・祝日及び年末年始を除く平日に実施。ただし、夏季休業期間中に限り、土日を含む5日程度の休園は可能。  
（※2）補助対象年度に締結した協定内容も補助加算対象に反映します（協定締結日の翌月から補助加算対象とします。ただし、月初日に締結した協定は当該月から補助加算対象とします）。  
例：協定締結日が5月15日の場合、6月以降に実施する預かり保育日数に応じて加算する。  
協定締結日が10月1日の場合、10月以降に実施する預かり保育日数に応じて加算する。

表1

種類	対 象	補助額(交付上限額)
① 幼稚園割	教育時間等の終了後に預かり保育事業を2時間以上実施した日数の合計を、開園日（休業日以外の日をいう。）の日数の合計で除して求めた実施割合に応じて補助を行う。 ただし、宮城県の預かり保育事業に対する補助のうち、「開園日の4/5以上の日数、1日2時間以上の預かり保育を開設する場合」に該当し補助対象となる園は除く。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施割合3割未満の園 200,000円/年</li> <li>・実施割合3割以上の園 300,000円/年</li> </ul>
② 園児割	通常時、または休業日において2時間以上預かり保育を受けた園児、通常の教育時間開始前に、午前8時以前から預かり保育を受けた園児の延べ人数に応じて補助を行う。 ただし、仙台市一時預かり事業（幼稚園型）補助金の対象となる園は除く。	延べ園児数を500人で除した値(小数点切り上げ)ごとに 70,000円/年
③ 時間延長割	通常の教育時間終了後において、午後5時30分を超えて預かり保育を実施する幼稚園を対象に、実績に応じて補助を行う。 ただし、宮城県の預かり保育事業に対する補助のうち、「1日平均預かり保育時間が5時間以上」に該当し、補助額の加算を受けている園を除く。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・午後5時30分を超えて実施 3,000円/月</li> <li>・午後6時30分を超え実施 6,000円/月</li> </ul>
④ 休業日割	幼稚園の休業日に預かり保育を実施する場合に補助を行う。 ただし、宮城県の預かり保育事業に対する補助のうち、「長期休業日預かり保育」の補助対象となる場合は、当該補助対象となる実施日数については対象から除く。 また、宮城県の預かり保育事業に対する補助のうち、「休業日預かり保育」の補助対象となる園及び仙台市一時預かり事業（幼稚園型）補助金の対象となる園は除く。	10,000円/日 7・8月の長期休業期間内に係る上限額 80,000円（※） （※）宮城県「私立幼稚園預かり保育等推進事業補助金交付要綱」の対象となる施設のうち、長期休業日預かり保育の加算を受けていない施設に限ります。
⑤ 早朝割	通常の教育時間等開始前において、午前8時以前から預かり保育を実施する場合に補助を行う。	1,500円/日

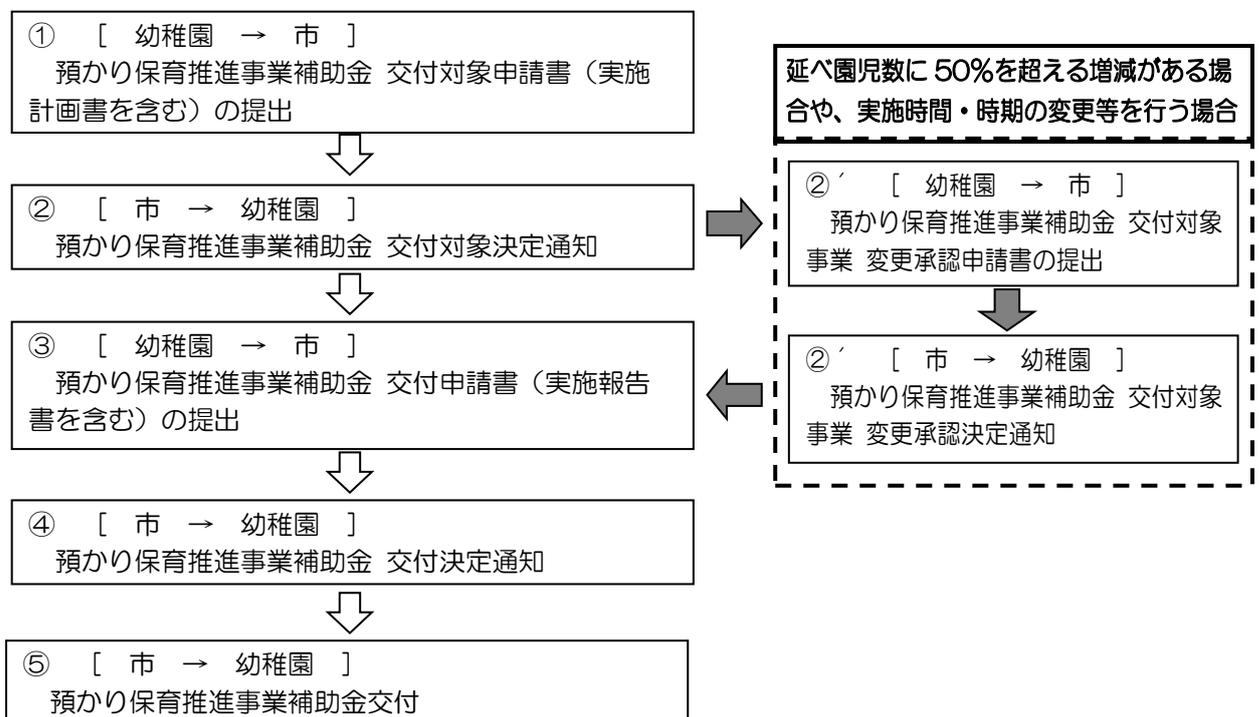
表2

連携施設設定加算	補助額	
	預かり保育事業を実施した日数の合計に、日額 7,860 円（12 時間以上開園した日については、1 時間当たり 1,268 円を加算する）及び協定書の受入人数に応じて下表に定める算出係数を乗じた額（千円未満切り上げ）	
	協定書の受入人数（優先入所枠）※	算出係数
	7名以上	1.00
	4名以上 6名以下	0.75
	2名以上 3名以下	0.50
※ 複数の地域型保育事業者等と協定を締結している場合には、各協定書の受入人数を合算した人数とする。 ただし、次に掲げるア及びイの対象となる経費があるときは、当該経費の対象としないものとする。 ア 県補助金の対象経費とした経費 イ 表1の①から⑤の対象経費とした経費		

## 2 年間スケジュール

令和6年 6月頃	補助金交付対象申請書の提出
7月頃	補助金交付対象決定通知書の受領
随時	事業変更承認申請書の提出 (変更がある場合のみ)
令和7年 4月上旬	預かり保育実績報告書等の提出
令和7年 5月中旬～下旬	補助金の受領

## 3 事務処理手順



# 仙台市一時預かり事業（幼稚園型）補助金

## 1 制度の概要

### (1) 交付目的

保護者の保育ニーズの多様化に対応するため、幼稚園の教育時間終了後等も幼稚園内で園児等を預かる「預かり保育」について、これを実施する私立幼稚園に対して経費の一部補助を行い、幼稚園の経費負担の軽減などを図るものです。

### (2) 補助要件

次に掲げる要件を備える幼稚園に対して補助を行います。

① 保護者または園児の都合により預かり保育が必要な場合の実施を対象とします。

ア 保護者の就労による場合

イ 保護者のボランティア活動参加、学校行事参加、疾病による通院等により、一時的に保育を必要とする場合

ウ 園児の降園後、地域と一緒に遊べる幼児がいない場合

② 園児の安全管理に十分留意するとともに、円滑な運営を行うため、以下の基準により必要な人数の職員（そのうち1/3以上は幼稚園教諭普通免許状又は保育士の資格を有する者）を配置すること。

【必要な職員数】

・ 3歳児（満3歳児を含む）の場合 児童20人につき職員1人

・ 4歳以上児の場合 児童30人につき職員1人

・ 上記により必要となる職員数が2名未満となった場合でも、2名以上の配置が必要です。

ただし、当該幼稚園等の職員である保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者による支援を受けられる場合には、保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1名の配置とすることができます。

また、保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者以外の教育・保育従事者の配置は、次のア～オに該当する方としますが、イ～オに該当の方を配置する場合には、園内研修を定期的実施することなどにより、預かり業務に従事する上で必要な知識・技術等を十分に身につけさせる必要があります。

ア 市町村長等が行う研修を修了した者

イ 小学校教諭普通免許状所有者

ウ 養護教諭普通免許状所有者

エ 幼稚園教諭教職課程又は保育士養成課程を履修中の学生で、幼児の心身の発達や幼児に対する教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると認められる者

オ 幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項又は第11条第4項の規定により免許状が失効した者を除く。）

### (3) 補助対象経費

補助の対象となる経費は、人件費、教育研究費、管理経費、物件費のうち、当該年度内において、実際に預かり保育事業に要した経費です。

通常の教育時間と共通で使用する物品の購入経費や光熱水費等の管理経費や、預かり保育担当者が預かり保育以外の業務も担当している場合の人件費については、経費のあん分計算が必要です。

### 一時預かり事業（幼稚園型）の配置職員に算入できる担当職員のパターン

職員の類型	職員が通常勤務する日 ※1			休日	
	(教育課程時間)	(教育課程時間外)		合計8時間まで	合計8時間超
	4時間程度まで	合計8時間まで	合計8時間超		
一時預かり事業の専任職員	○	○	○	○	○
幼稚園等の教員等との兼任職員	学級担任等の常勤職員 ※2	× ※3 ※5	× ※3	○ ※4	○ ※4
	非常勤講師等 ※2	× ※5	○ ※6	○	○

※1 長期休業期間における職員が通常勤務する日を含む。

※2 幼稚園型一時預かり事業と幼稚園等とが一体的に運営されており、一時預かり事業の必要教員数が1人の場合、当該幼稚園等からの支援職員については、職員の勤務形態を問わず、幼稚園等の教員等が兼務できる。

※3 必要となる人件費が、幼稚園等の施設型給付の公定価格で措置されているため、一時預かり事業の配置職員数に算入不可。

※4 超過勤務・休日勤務を行う場合の人件費は、公定価格で措置されていないため、一時預かり事業の配置職員数に算入可。

※5 長期休業期間においては、幼稚園等の業務と必ずしも重複しないため、配置職員数に算入可。

※6 教育課程時間の勤務内容・時間との区分が契約・職務命令等により明確となるよう留意することが必要。

#### (4) 補助金の額

園児区分	算出額	算出単価	
在籍園児 (特別な支援を要する児童を除く)	右に掲げる各単価により算出した額を合算した額 (児童1人当たり日額)	基本分単価	平日の教育時間前後及び長期休業日 ア 年間延べ利用児童数 2,000 人超の施設 ①平日 400 円 ②長期休業日(8時間未満) 400 円 ③長期休業日(8時間以上) 800 円 イ 年間延べ利用者数 2,000 人以下の施設 ①平日 1,600 千円/年間延べ利用者数-400 円 (10 円未満切り捨て) ②長期休業日(8時間未満) 400 円 ③長期休業日(8時間以上) 800 円
		休日分単価	土日祝日等 800 円
		長時間加算単価	基本分単価ア①及びイ①については4時間(又は教育時間との合計が8時間)、基本分単価ア③及びイ③並びに休日分単価については8時間を超えた利用 ・超えた利用時間が2時間未満 150 円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300 円 ・超えた利用時間が3時間以上 450 円  基本分単価ア②及びイ②については4時間を超えた利用 ・超えた利用時間が2時間未満 100 円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200 円 ・超えた利用時間が3時間以上 300 円
非在籍園児 (特別な支援を要する児童を除く)	右に掲げる各単価により算出した額を合算した額 (児童1人当たり日額)	基本分単価	800 円
		長時間加算単価	8時間を超えた利用 ・超えた利用時間が2時間未満 150 円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300 円 ・超えた利用時間が3時間以上 450 円
特別な支援を要する児童※	右に掲げる単価により算出した額を合算した額 (児童1人当たり日額)		4,000 円

※特別な支援を要する児童の単価の適用について

【要件】

障害児を受け入れる幼稚園等において、当該幼稚園等が実施する一時預かり事業を当該障害児が利用する際に、職員配置基準に基づく職員配置を超えて教育・保育従事者を配置すること。

【対象児童】

以下のいずれかの要件を満たす児童

- (ア) 教育時間内において特別な支援を要するとして、既に多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）や都道府県等による補助事業等の対象となっている児童
- (イ) 特別児童扶養手当証書を所持する児童、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所持する児童、医師、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見等により障害を有すると認められる児童その他の健康面・発達面において特別な支援を要すると市長が認める児童

保育体制充実加算	<p>次の①又は②の要件を満たした上で、③及び④の要件を満たす施設に加算</p> <p>①平日及び長期休業中の双方において、原則11時間以上（平日について教育時間を含む）の預かりを実施していること。</p> <p>②平日及び長期休業中の双方において、原則9時間以上（平日について教育時間を含む）の預かりを実施するとともに、休日において40日以上預かりを実施していること</p> <p>③年間延べ利用児童数（実施園の在籍児童に限る）が2,000人超の施設であること</p> <p>④児童福祉法施行規則第36条の35第2号ロ及びハに基づき配置する者（教育・保育従事者）を次のア又はイのとおりとすること。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこと</p> <p>ア すべて保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とする</p> <p>イ 2分の1以上を保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とする</p> <p style="text-align: right;">1 施設あたり年額（④アの場合） 2,892,400円</p> <p style="text-align: right;">（④イの場合） 1,446,200円</p>
----------	--

就労支援型施設加算	<p>次の要件を満たす施設に適用</p> <p>1 施設あたり年額 1,383,200円</p> <p style="padding-left: 20px;">※事務職員の配置月数が6月に満たない場合は年額 691,600円</p> <p>①一時預かり事業（幼稚園型）の事務をメインで担当する職員（パート・非常勤職員でも可）を追加で配置すること</p> <p style="padding-left: 20px;">※公定価格（基本分・加算の双方）の基準（下記参考のとおり）を超えて配置することが必要</p> <p>②教育時間の設定をしている日及び長期休業日の双方において、8時間以上（教育時間の設定をしている日については教育時間を含む）の預かりを実施していること</p> <p>③本市の「地域型保育事業における連携施設に関するガイドライン」に基づき、地域型保育事業者等と卒園後の受け皿に関する連携施設の協定を締結していること。</p> <p>④年間延べ利用児童数（実施園の在籍児童に限る）が2,000人超の施設であること</p>
-----------	---

【参考：事務職員配置に係る公定価格の基準】

		常勤職員	非常勤職員	非常勤職員（週2日分）
基本分	幼稚園	1名	—	1名
	認定こども園	1名	1名（1号認定の利用定員が91名以上の施設のみ）	1名
加算分※	幼稚園	—	1名	—
	認定こども園	—	1名	—

※ 基本分の基準を超えて事務職員を配置する施設（幼稚園においては利用定員が91名以上、認定こども園においては園全体の利用定員が91名以上の施設のみ）が対象

## 2 年間スケジュール

令和6年 6月頃	交付対象申請書の提出
7月頃	交付対象決定通知書の受領
随時	事業変更承認申請書の提出 (変更がある場合のみ)
令和7年 4月上旬	実績報告書等の提出
令和7年 5月下旬	補助金の受領